○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部	課室等名	財政部 財産管理活用課
許	認可等名	本庁舎におけるポスター等の掲示の許可
根	拠 法 令	徳島市庁舎等管理規則
根	拠 条 項	第8条第2項
連	 絡 先	(電話 621-5051)
審查基準	基準	庁舎等又はその敷地内においては、貼紙、貼札、掲示板、立札、立看板等を掲示することをしてはならない。ただし、庁舎責任管理者の許可を受けた場合は、この限りではない。 1 掲示の許可 掲示物は、一般的・全庁的に波及効果のあるものとし、次の各号のいずれかに該当する場合に許可するものとする。 (1) 本市が作成した冊子、パンフレット、機関紙等 (2) 国、県、本市以外の地方公共団体が作成したもの (3) 公益法人(財団法人、社団法人等)等が作成したもの (4) 本市の事務事業に深い関係がある団体等が作成したもの (5) 内容から判断して市民への情報提供として適切であると考えられるもの (6) その他公益上必要と認められるとき 2 掲示許可申請 本庁舎内外に掲示しようとする場合は、所定の申請書に必要事項を記入し、庁舎責任管理者に提出しなければならない。ただし、申請者が上記1の(3)から(5)に該当する場合は、その掲示物のテーマが関係する事務事業を行う所管の長の副申を必要とするものとする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (設定しない ものについて はその理由)	総日数 15日(休日を除く・休日を含む)
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)